

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月5日
【会社名】	株式会社秋田銀行
【英訳名】	THE AKITA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 新谷 明弘
【本店の所在の場所】	秋田市山王三丁目2番1号
【電話番号】	018(863)1212(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経営企画部長兼広報CSR室長 加藤 尊
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋三丁目13番1号 株式会社秋田銀行 東京事務所
【電話番号】	03(3564)3117
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼東京事務所長 三浦 寛剛
【縦覧に供する場所】	株式会社秋田銀行 東京支店 (東京都中央区京橋三丁目13番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成29年6月28日開催の当行第114回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成29年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金3円50銭

総額628,221,279円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月29日

2 別途積立金の積立に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 株式併合の件

1 併合する株式の種類及び割合

当行普通株式について、10株を1株の割合で併合する。

2 株式併合が効力を生じる日

平成29年10月1日

3 効力発生日における発行可能株式総数

6,874万5千5百株

4 その他

その他手続き上の必要事項については取締役会に一任する。

第3号議案 定款一部変更の件

1 第2号議案「株式併合の件」の承認可決による株式併合の割合（10分の1）に合わせて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条を変更するとともに、当行株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第8条を変更する。なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を生じる旨の附則第1条を設け、当該効力発生日をもって本附則第1条を削除する。

2 補欠監査役の選任決議に関する規定である現行定款第32条第1項の根拠条文を、会社法第329条第2項から会社法第329条第3項に変更する。

第4号議案 取締役11名選任の件

取締役に湊屋隆夫、新谷明弘、佐々木利幸、高田眞千、工藤孝徳、半田直樹、加藤尊、土谷真人、豊口祐一、諸橋正弘、辻良之の11名を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	130,526	5,620	0	(注)1	可決 91.99
第2号議案 株式併合の件	136,134	12	0	(注)2	可決 95.94
第3号議案 定款一部変更の件	136,096	50	0	(注)2	可決 95.92
第4号議案 取締役11名選任の件				(注)3	
湊屋 隆夫	116,396	19,748	0		可決 82.03
新谷 明弘	117,157	18,988	0		可決 82.57
佐々木利幸	123,795	12,350	0		可決 87.25
高田 眞千	123,796	12,349	0		可決 87.25
工藤 孝徳	123,796	12,349	0		可決 87.25
半田 直樹	133,971	2,174	0		可決 94.42
加藤 尊	135,339	806	0		可決 95.38
土谷 真人	135,346	799	0		可決 95.39
豊口 祐一	124,535	11,610	0		可決 87.77
諸橋 正弘	134,826	1,319	0		可決 95.02
辻 良之	128,613	7,532	0		可決 90.64

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上